

問題 1

【出題意図】

本人が無権代理人を相続した場合の法的問題を正確に理解できているかを問う問題である。無権代理における本人の追認の意義とその帰結という代理制度の基本を出発点として、無権代理人の責任を相続した本人の追認拒絶の可否、無権代理人の責任を相続した本人の責任について、遺産共有における可分債務と特定物引渡債務の処理の違いという相続法の基本的理解を踏まえて論述することを求めている。

【採点講評】

- ・ 追認によって発生する本人としての責任と、無権代理人を相続することによって帰属する無権代理人としての責任は別のものであるにもかかわらず、両者を混同して記述している解答が多かった。
- ・ 設問1において、Y1が追認した場合のY2に対する履行請求の可否について触れていない解答が多かった。
- ・ 可分債務が共同相続された場合の法的処理について触れていない解答が多かった。また特定物の引渡債務が相続された場合の無権代理人の責任としての履行義務の成否について触れていない解答も多かった。
- ・ 結果のみを記述し、その法的根拠を記述しない解答も多かった。

問題 2

【出題意図】

抵当権が設定された不動産をめぐって種々の利害が対立する事例問題を通じ、抵当権と利用権の優劣を決定づける対抗問題、法定地上権に関する基本的理解、代位弁済に関する基本的な諸問題の理解度を試そうとしている。

【採点講評】

〔設問1〕については、そもそも土地抵当権とその土地上の賃借権が対抗関係に立つことを理解していない答案が多数見られた。ましてや、そうした答案は、法定地上権の成否が問題の核心をなすことに気づくはずもない。たいへん残念な結果である。

〔設問2〕については、物上保証人の求償権の法的根拠さえ示すことができず、「代位弁済」に関する基本事項の理解を欠いている答案が、やはり多数を占めた。確かに、「代位弁済」をめぐっては、難解な議論も見られるのだが、敬遠することなくそのコアの部分をつかむ必要がある。この点で言えば、本学の未修者教育は、民法全編にわたる徹底した基本事項の習熟に努めている。

問題 3

[設問 1]

【出題意図】

賃貸物件に瑕疵があった場合の賃借人の権利についての基本的な内容を問うものである。

さらに、建物に瑕疵があった場合における居住者等から設計者・施工者等に対する不法行為責任の判例法理についても理解しているかどうかを問う。

【採点講評】

CのAに対する請求として、修繕請求や賃料減額については多くの答案が言及していた。しかし、CのBに対する請求として、建物居住者としての設計者施工者等に対する不法行為請求について言及する答案はほとんどなかった。その代わりに、AのBに対する請負契約に基づく瑕疵修補請求権をCが代位行使する可能性について言及する答案が多かった。このような構成の可能性も有り得るが、被保全債権は何か、転用事例なのか本来型の事例なのかについてきちんと記述する必要がある。

[設問 2]

【出題意図】

履行不能とまではいえないが、当面の間履行が見込めない場合の、債権者の損害軽減義務の可否を問う問題である。判例としては、最判平21. 1. 19が存在するが、判例の知識を問うものではなく、事案の解決として、自ら規範を立て、それを設問に当てはめ、妥当な解決を導くことができるかどうかを評価する。

【採点講評】

AはCに対して修繕義務を負っているため、債務不履行責任を負い、Cの請求は認められると答えるにとどまる答案がほとんどであり、Aの申し入れに対して、Cとして損害を軽減するためになすべき義務、およびそれを損害賠償算定の際に考慮する可能性について言及する答案はほとんどなかった。また、修繕に多額の費用を要するため、Aは修補義務を免れるという立場も有り得るが、この場合には、Cの損害賠償請求権についても適切に言及する必要がある。